

「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ（案）」  
に対する意見

一般社団法人 暮らしサポート・ウィズ  
理事長 吉中由紀

中間とりまとめ（案）に基づき、早急に具体的な施策の実現を求めます

私たち一般社団法人暮らしサポート・ウィズは、日常生活における不安の声に寄り添う「暮らしの相談ダイヤル」を中心とした相談事業を展開している法人で、居住支援法人としても 2019 年 8 月に東京都から事業指定を受けました。年間 2,000 件以上の生活相談を受けている中で「住まい」に関する相談も年々増え続けています。居住支援事業の役割は今後ますます高まることは確実と言えます。

今回の中間とりまとめ（案）は、社会的背景を踏まえた住宅セーフティネット制度の課題が整理されており、三省庁のますますの連携の強化が必要であることが明確となっていることは重要です。「5. 今後に向けて」の中では、三省庁の連携や関連機関との「多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築」も謳っていることは評価すべきところです。

一方で、ここで整理され提示された取り組みを「いつ」「だれが」「どのように」実践するか、その具体的な姿が見えてこないのが大きな問題です。

特に、居住支援法人として 4 年以上事業を続けていますが、住宅確保要配慮者の住まい確保に対する相談者 1 人あたりの支援には多くの時間を費やしており、現在の補助金制度だけでは事業活動を維持できないのが実態です。この点に配慮した、具体的な施策の実現が不可欠です。

以上の点を踏まえ、また、居住支援法人の協議会である「一般社団法人全国居住支援法人協議会」（全居協）が 2023 年 12 月 26 日に三省庁(国土交通省・厚生労働省・法務省)局長宛に提出した政策提言も踏まえ、以下を要望します。

1. 全居協が 2023 年 12 月 26 日提出した政策提言を早急を実現する事
2. 居住支援法人の事業が安定するよう、現在の補助金を期間限定ではなく継続的な制度として位置づける事

併せて、居住支援法人の事業継続モデルの構築に向けた検討を早急に進める事

3. 行政機関での住まい相談窓口の設置を義務化する事

その上で、相談・支援をより実質的なものにするために、窓口業務を居住支援法人に委託する仕組みを整備し、地域団体との協力・連携体制を強めて課題解決を図る仕組みを構築する事

以上